

## 農地の賃借料情報の公表について

令和3年12月末現在  
高山市農業委員会

令和3年中に締結（告示）された農地の賃借料について、農地法第52条に基づき下記のとおり区分毎に集計し、平均額、最高額及び最低額を公表します。

### 地域・地目別（賃借料無償の貸借は収集対象外）

地域	田（水稲作付け）				畑（転作田含む）			
	賃借料(円/10a)			筆数	賃借料(円/10a)			筆数
	平均	最高	最低		平均	最高	最低	
高山	8,700	15,000	3,000	181	10,000	15,000	5,000	44
丹生川	11,000	18,000	4,000	59	12,400	20,000	5,000	9
清見	2,200	5,000	2,000	199	2,000	2,000	2,000	18
荘川	2,000	2,500	2,000	117	2,000	2,000	2,000	8
一之宮	(9,700)	(10,000)	(9,000)	(6)	(3,000)	(3,000)	(3,000)	(1)
久々野	6,000	6,000	6,000	6	8,100	15,000	6,000	13
朝日	5,000	5,000	5,000	1	4,900	6,000	3,700	13
高根	5,000	5,000	5,000	1	5,000	5,000	5,000	1
国府	9,200	18,000	3,000	130	5,000	5,000	5,000	2
上宝	4,200	4,500	3,300	51	5,000	5,400	4,600	2
市全体	5,500			745	7,300			188

※1（ ）は令和3年中に対象となる案件がない場合に、令和2年以前で、その直近年の数値を表示しています。なお市全体数値には、令和2年以前で直近年の数値は含めていません。

### 区画面積別（国府地域・田）

面積	平均	最高	最低	筆数
10a未満	8,400	13,000	3,000	102
10a以上 20a未満	11,800	18,000	5,000	24
20a以上	13,800	18,000	12,000	4

※参考：使用貸借（無償）による権利設定筆数 311筆（全体の約25%）

#### （1）集計区分

- ・地目の区分は、田と畑とする。
- ・地域の区分は、旧市町村区域とする。
- ・区画面積が明確でデータ数が多いものについては面積別区分を公表する。

#### （2）賃借料データの収集

- ・収集の対象は、市または農業委員会に提出された賃借料情報とする。
- ・賃借料無償の貸借は、収集の対象外とする。
- ・著しく高額あるいは低額である賃借料情報については、集計の対象外とする。

#### （3）賃借料情報について

- ・毎年1月～12月に効力の発生した賃借料情報を収集し、4月中に提供する。
- ・この賃借料情報は、農地の貸し借りをする場合の参考のために賃借料情報を集計したものであるが、個別事情等を踏まえたうえで決定するよう注意願います。